

入札公告

次のとおり事後審査を含む条件付き一般競争入札を公告する。

令和2年8月17日
海士のいわがき「春香」生産者協議会
会長 大江 和彦



物品名	食害防止網		
物品の種別	4 機械器具類（4）産業機器：農林水産機械等		
納品場所	島根県隠岐郡海士町大字知々井 保々見港 ※詳細な納入場所は別途指示する。		
予定納期	令和3年2月25日まで		
予定価格	公表しない		
最低制限価格	設定しない		
入札保証金	無し		
契約保証金	無し		
支払条件	前金払	無	
	中間前金払	無	—
	部分払		
物品概要	本物件は島根県の産地創生事業費補助金交付要綱に基づく。 本物件の詳細については「調達仕様書」を参照すること。 本物件は海士町財務規則、海士町工事執行規則に準拠して実施する。		
入札参加条件	☐ 入札を希望するものは入札参加資格確認申請書を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けること。 ☐ 期限までに入札参加資格申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。 ☐ 過去5年間に海士町への物品の納入実績があること。 ※元請け、下請け等を問わない。 ☐ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。		

	☐ 法人としての税金（都道府県税、市町村民税）について滞納がないこと。 ☐ 法人としての消費税及び地方消費税について滞納がないこと。 ☐ 入札日までの間に海士町による指名停止を受けていないこと ☐ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定に基づく破産の申し立てがなされている者 ☐ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続きの申し立てがなされている者 ☐ 会社更正法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続きの申し立てがなされている者 ☐ 入札に参加しようとする他社との間に次に掲げるいずれかの関係がないこと (1) 親会社と子会社の関係 (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係 (3) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼任している関係 (4) 前3号と同視し得る資本関係又は人的関係 ☐ 海士町が離島であることを十分認識したうえで参加していること。 ☐ 仕様書に記載した能力を満たすこと。
提出書類	☐ 入札参加資格確認申請書 ※ホームページ (http://www.town.ama.shimane.jp) からダウンロード ☐ 納税証明書 ☐ 海士町への納入実績一覧（様式任意）
提出先	海士町役場地産地商課まで提出（持参のみ）
提出期限	令和2年8月21日（金）17時まで（必着）
質問等	質問書（様式任意）の受付は書面にて海士町漁協本所へ提出すること （FAX可 FAX. 08514-2-1710） 質問の受付期間は、令和2年8月24日（月）17時まで（必着）
入札日時	令和2年8月27日（木）13時40分から
入札会場	海士町漁業協同組合本所（島根県隠岐郡海士町大字福井776番地17）
その他	☐ お問い合わせ先 〒684-0403 島根県隠岐郡海士町大字福井1365番地5 海士町役場いわがき春香特命担当 木村 TEL. 08514-2-1832（直通）

調達仕様書

第1章 総 則

1、目的及び用途

本仕様書は、海士のいわがき「春香」生産者協議会が調達する「食害防止網」（以下「本漁具」という。）について規定する。

当協議会では、産地創生事業実施計画のとおりイワガキの増産を計画している。その中で独自のシングルシード養殖を実施することで成長率や形状、身入りが向上し、品質が高いイワガキを生産することを目指している。

【事業の効果】

品質の高いイワガキを生産することにより、首都圏等における販促活動競争力をつける。

【事業の用途】

実入りと形状の良さを実現するためのシングルシード養殖方法の工程の一部としてカイデライト養殖という海外では使用例があるが、日本ではほとんど使用例のない養殖方法を採用している。このカイデライト養殖は出来る限り小さい段階で実施する方が形状や、実入りが良くなるが小さい段階ではインダイ、カワハギ等の食害にあいやすい。そこでカイデライト養殖をする筏の周りを食害防止網で囲い魚類の食害を抑制する。

2、納入場所

島根県隠岐郡海士町大字知々井 保々見港

※詳細な納入場所は別途指示による。

3、検査

本漁具は、当協議会の担当職員による検査を受け、合格しなければならない。

4、その他

- (1) 本漁具の輸送は受注者側で行うこと。
- (2) 受注者は、令和3年2月25日までに納品すること。
- (3) 受注者は、本漁具納入後、発注者へ充分な取扱説明を行うこと。
- (4) 本漁具の納品後、構造上の欠陥、破損等は受注者の負担により速やかに交換にて対応を行うこと。但し、使用者による過失、天災等による不測の事故、および付着物による汚損に起因する場合はこの限りではない。

第2章 本装置の構成

1、本装置の構成

[調達物品の数量・数量・仕様]

番号	工種構成	構造・規格	事業量	単価	金額
	食害防止網	幅8m×長さ13m×高さ8m	18枚		
		枠ロープPE10mm			
		筋ロープPE8mm(8m側1本、13m側3本)			
		底周囲沈子コード 300g/m(12.6kg)			
		手棒2m出し			
		底玉子30cm折返し12箇所			
		メガネ網無し			
	計				
	消費税額			10%	
	合計				

2、図・写真等

1) イメージ図

